研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程

平成18年12月6日 規程第199号 (*「不正使用等への対応に関する規程」は 平成20年3月28日規程第3号により制定 改正 平成25年3月13日規程第4号 改正 平成27年4月1日規程第3号 改正 平成28年3月31日規程第35号

(趣 旨)

第1条 科学研究における不正行為や研究者等による競争的資金等の不正使用等は、科学を冒涜し、その発展を妨げるものであるとともに、人々の科学への信頼を揺るがし、貴重な国費を浪費するものである。その観点から、独立行政法人日本学術振興会(以下、「振興会」という。)は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)(以下、「研究活動のガイドライン」という。)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正)(以下、「管理・監査のガイドライン」という。)に基づき、研究資金を活用した研究活動における不正行為及び研究資金の不正使用等への対応並びに研究機関における組織としての管理責任の履行の確保に関する取扱いについて必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保すること及び貴重な国費を原資とする研究費に込められた国民の負託に応えることとする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」 で定められたもののほか、次の各号のとおりとする。
- (1) 「研究資金」とは、振興会が交付するすべての競争的資金、研究奨励金及び委託費等をいう。
- (2) 「不正行為」とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティーの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいい、そのうち故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を「特定不正行為」という。
- (3) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による研究資金の他の用途への使用又は研究資金の 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- (4) 「不正使用等」とは、不正使用及び偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けることをい
- (5) 「組織としての管理責任の履行」とは、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」が示す、特定不正行為及び不正使用等に対応するため研究機関が行う適切な管理体制の整備をいう。

(対象となる研究活動)

第3条 対象となる研究活動は、研究資金の配分又は措置により行われる全ての研究活動とする。

(対象となる研究者等)

第4条 対象となる研究者等は、研究資金の交付を受けて研究活動を行っている研究者・研究グループ等とする。

(対象となる研究機関)

第5条 対象となる研究機関は、研究資金の交付を受けている研究者等が所属する研究機関又は研究資金 を受けている研究機関とする。

(告発等の受付)

第6条 特定不正行為又は不正使用等に関する告発等(以下、「告発等」という。)は、原則として、被告発者が所属する研究機関が受け付ける。ただし、振興会は、被告発者が研究機関に所属していない場合又はそれ以外であっても特別な事情があると判断した場合には、告発者からの告発等を受け付けることができる。

(告発等受付窓口の設置)

- 第7条 振興会は、第6条ただし書きの場合に備えて、告発等を受け付ける窓口を総務企画部企画情報課 に設置し、以下により告発等を受け付ける。
- (1) 告発等は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付ける。
- (2) 総務企画部企画情報課は、告発等があったとき、告発者の所属・氏名・連絡先、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為又は不正使用等の態様、特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠、使用された研究資金の種別・名称、振興会以外の機関に対する告発の有無、告発者が秘匿したい事項等について把握するとともに、告発者に対し第20条の内容を伝達する。
- (3) 告発等が総務企画部企画情報課以外の部課にあったときは、当該部課は速やかに総務企画部企画情報課に連絡する。
- (4) 総務企画部企画情報課は、受け付けた告発等に係る研究資金の種別に応じて、当該告発等の内容を 当該研究資金担当課に連絡する。

(告発等の移送)

第8条 振興会は、告発された事案に関する研究資金の配分主体が振興会以外の資金配分機関であるとき は、当該資金配分機関に事案を移送し、告発者にこの旨通知する。

(告発等の取扱い)

- 第9条 告発等の取扱いは、次のとおりとする。
- (1)振興会は、原則として、特定不正行為又は不正使用等を行ったとする研究者等、特定不正行為の態様が明示され、かつ特定不正行為とする科学的な合理性のある根拠あるいは不正使用等とする合理的な根拠が示されている告発等のみを受理する。
- (2) 振興会は、特定不正行為については、原則として顕名による告発のみを受理する。ただし、匿名の 告発等によるものであっても、その内容に応じ、顕名の場合に準じた取扱いをすることができる。
- (3) 振興会は、報道や学会等の研究者コミュニティーにより特定不正行為又は不正使用等の疑いが指摘された場合には、匿名の告発等の場合に準じて取り扱う。

(告発者・被告発者の秘密保持)

- 第10条 振興会は、告発者、被告発者、告発等の内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、秘密保持を徹底する。
- 2 前項の規定にかかわらず、振興会は、調査事案が漏えいした場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中の調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏えいした場合は、当人の了解は要しない。

(告発等に係る事案の調査)

- 第11条 研究資金担当課は、告発等を受けた場合には、速やかに現に被告発者が所属する研究機関若しくは告発等をされた事案に係る研究活動を行った際に所属していた研究機関又は被告発者が当該告発等をされた事案に係る研究活動を行っていた研究機関に当該告発等に係る事案の調査を依頼する。
- 2 被告発者が調査開始のとき及び告発等をされた事案に係る研究活動を行っていたときのいずれかの時点においてもいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、前項に規定する研究機関による調査の実施が極めて困難であると研究資金担当課が認めるときは、当該研究資金担当課が前項の調査を実施する。

(調査中における一時的措置)

- 第12条 振興会は、被告発者に対し、調査結果の報告を受けるまでの間、当該事案に係る研究資金の執行停止を命ずることができるほか、被告発者に交付決定した当該事案に係る研究資金の交付停止、被告発者から別に応募・申請されている研究資金の採択の決定又は交付決定を保留することができる。
- 2 前項に限らず、調査の過程であっても、特定不正行為又は不正使用等の一部が認定された旨の報告が あった場合、又は被告発者が自らの責任を果たさないことにより調査結果の報告が遅延している場合は、 被告発者に係る研究資金について交付停止、執行停止を命ずることができる。

(特定不正行為若しくは不正使用等が認定された者又は組織としての管理責任が履行されていない研究機関に対する措置)

- 第13条 次の各号の場合、理事長はただちに必要な措置を執る。
- (1) 交付した研究資金に係る研究活動における特定不正行為又は研究資金の不正使用等の調査の結果、 特定不正行為又は不正使用等があったと認定された場合
- (2) 研究機関が、振興会が所管する競争的資金に係る告発等の最終報告書を次のイからハで定める期限 内に提出しない場合
 - イ 特定不正行為に係る調査においては当該調査機関の規程等を踏まえた調査期限内
 - ロ 不正使用に係る調査においては告発等を受け付けた日から210日以内
- ハ イ、口に限らず、報告書遅延に合理的な理由があると振興会が認めた場合は、別に設けた期限内
- (3) 文部科学省が、「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関に対し、体制整備等の不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件について、その履行が認められないと判断した場合
- (4) 文部科学省が、「管理・監査のガイドライン」に基づき研究機関における体制整備に重大な不備があると判断した場合又は研究機関における体制整備の不備による不正使用と認定した場合

(特定不正行為が認定された者に対する措置を検討する体制等)

- 第14条 特定不正行為があったと認定された場合、理事長は、研究活動の特定不正行為に係る対応措置 を検討する委員会(以下、「検討委員会」という。)に対し、対応措置の検討を求める。
- 2 理事長は、検討委員会が被告発者の所属する研究機関の認定に基づき、当該被認定者に対して執るべき措置について検討した結果の報告を受けて措置を決定する。
- 3 検討委員会の所掌事務及び組織等については、別に定める。

(措置の対象者)

- 第15条 措置の対象者は次の各号のとおりとする。
- (1) 特定不正行為に関する措置の対象者は、次のイから口のとおりとする。
- イ 特定不正行為に関与したと認定された者

- ロ 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に 係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者
- (2) 不正使用等に関する措置の対象者は、次のイからハのとおりとする。
- イ 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者
- ロ 偽りその他不正な手段により研究資金の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者
- ハ 不正使用に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務 (以下、「善管注意義務」という。) に違反した研究者

(措置の内容)

- 第16条 理事長が第13条第1号で執る措置の内容は、次のとおりとする。
- (1) 当該研究資金の交付を取り消すとともに、既に配分された研究資金の一部又は全部を返還させる。 なお、特定不正行為に係る研究資金の返還額は、特定不正行為の重大性、悪質性及び研究計画全体に 与える影響等を考慮して定めるものとする。
- (2) 措置の対象者が研究代表者として応募・申請している課題は採択しない。研究分担者となっている ものについては、当人を除外しなければ採択しない。
- (3) 措置の対象者に対し、一定の期間、振興会の所管するすべての研究資金を交付しない。交付しない 期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、特定不正行為の場合は別表 1、不正使用等の場合は別表 2に定める期間交付しないものとする。
- (4) 前号の規定にかかわらず、科学研究費助成事業に係る補助金等を交付しない期間等については別に定める。
- 2 理事長は、第13条第2号から第4号で執る措置として、「研究活動のガイドライン」又は「管理・ 監査のガイドライン」の定めるところにより、競争的資金の間接経費措置額の減額又は配分の停止を行 う。

(対象研究資金以外のものに係る特定不正行為及び不正使用等)

- 第17条 振興会は、本規程が対象とする研究資金に加え、次の各号において特定不正行為又は不正使用 等により一定の期間申請及び参加資格を制限する措置を受けた研究者について、当該措置の期間、研究 資金を交付しない。
- (1) 国の行政機関及び独立行政法人が交付する競争的資金
- (2) 前号に該当するものを除く「研究活動のガイドライン」及び「管理・監査のガイドライン」対象制度
- (3) 「研究活動のガイドライン」が規定する基盤的経費

(措置の通知、報告)

- 第18条 振興会は、決定した措置及びその対象者等について、告発者、措置の対象者及び対象研究機関、 並びに措置の対象者が所属する研究機関に通知する。
- 2 振興会は、競争的資金等において決定した措置について、文部科学省に速やかに報告する。

(措置内容の公表)

第19条 振興会は、措置を決定したときは、原則として、これを速やかに公表する。

(悪意に基づく告発等の防止)

第20条 振興会は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合は、当該告発者に対して特定 不正行為に準じた措置を執ることができる。 (措置と訴訟との関係)

- 第21条 措置後に訴訟が提起された場合、措置の内容が不適切であるとする内容の裁判所の判断が確定 しない限り、措置を継続する。措置前に訴訟が提起された場合にも、措置を行うための合理的かつ客観 的な根拠が確認された場合は、訴訟の結果を待たずに措置を行うことができる。
- 2 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合、措置内容の一部又は全てを撤回するものとする。
- 3 前項において、研究資金の返還がなされていた場合は、措置の対象となった研究の状況に応じて再交付するか否か検討し判断する。

(措置内容等の公募要領等への記載)

第22条 振興会は、特定不正行為若しくは不正使用等を行った又は組織としての管理責任の履行を怠った場合にとる措置の内容及び措置の対象者の範囲について、あらかじめ研究資金の公募要領及び委託契約書(附属資料を含む。)等に記載する。

(雑則)

第23条 本規程に定めるもののほか、振興会の特定不正行為又は不正使用等への対応に関し必要な事項 は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年12月6日から施行する。

附 則(平成25年規程第4号)

- 1 この規程は、平成25年3月13日から施行する。
- 2 平成25年4月1日よりも前に不正使用を行った者に対する振興会の所管するすべての研究資金を 交付しない期間は、措置が執られた年度の翌年度以降、次の範囲内で不正使用の内容を勘案し相当と認 められるものとする。
- (1) 研究資金により実施する研究事業等に関連する研究等の遂行に使用した場合は1~2年間
- (2) (1) を除く、研究等に関連する用途に使用した場合は1~3年間
- (3) 研究等に関連しない用途に使用した場合は1~4年間
- (4) 虚偽の請求に基づく行為により現金を支出した場合は1~4年間
- (5) (1) から(4) にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合は5年間
- 3 この規程の施行日から平成25年3月31日までの間、第7条中「総務企画部」とあるのは、「総務部」と読み替えるものとする。
- 4 競争的資金等の不正使用等への対応に関する規程(平成20年規程第3号)は廃止する。

附 則(平成27年規程第3号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第12条第2項、第13条第2号及び第17条第2号、第3号は、不正使用においては、平成26年 4月1日以降に配分した研究資金を対象とし、特定不正行為においては、平成27年4月1日以降に配 分した研究資金を対象とする。

附 則(平成28年規程第35号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (第16条第1項第3号特定不正行為関係)

別衣 (第 0米第 項第 3 写付足小正1] 荷関係/				1
措置の対象者			特定不正行為の程度	交付しな い期間
特定不正	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた			10年
行為に関	為を行うことを意図していた			
与した者	場合など、特別	に悪質な者		
	2. 特定不正	当該論文等の	当該分野の研究の進展への	5~7年
	行為があっ	責任を負う著	影響や社会的影響が大き	
	た研究に係	者(監修責任	く、又は行為の悪質性が高	
	る論文等の	者、代表執筆者	いと判断されるもの	
	著者	又はこれらの	当該分野の研究の進展への	3~5年
		者と同等の責	影響や社会的影響が小さ	
		任を負うと認	く、又は行為の悪質性が低	
		定された者)	いと判断されるもの	
		上記以外の著		2~3年
		者		
	3.1.及び2.を除く特定不正行為に関与した者			2~3年
特定不正行為に関与していないものの、特		当該分野の研究の進展への	2~3年	
特定不正行為に関与していないものの、特 定不正行為があった研究に係る論文等の			影響や社会的影響が大き	
責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者			く、又は行為の悪質性が高	
又はこれらの者と同等の責任を負うと認			いと判断されるもの	
定された都	首)		当該分野の研究の進展への	1~2年
			影響や社会的影響が小さ	
			く、又は行為の悪質性が低	
			いと判断されるもの	

別表2(第16条第1項第3号不正使用等関係)

312C = (3) : 0 3(3) : 3(3) 0	3 1 — 1277	• ·3 [8-0](()	
措置の対象者	不正使用の程度		交付しない期間
I 不正使用を行った研	不正使用を行った研 1. 個人の利益を得るための私的流		10年
究者及びそれに共謀した	用		
研究者			
Ⅱ 不正使用を行った研	2.	① 社会への影響が大き	5年
究者及びそれに共謀した	1. 以外	く、行為の悪質性も高	
研究者		いと判断されるもの	
		② ①及び③以外のもの	2~4年
		③ 社会への影響が小さ	1年
		く、行為の悪質性も低	
		いと判断されるもの	
Ⅲ 偽りその他不正の手	_		5年
段により研究資金の交付			
を受けた研究者及びそれ			
に共謀した研究者			
Ⅳ 不正使用に直接関与	_		不正使用を行っ
していないが善管注意義			た研究者の交付
務に違反した研究者			制限期間の半分
			の期間(上限 2
			年、下限1年、
			端数切り捨て)

なお、以下に該当すると判断された者に対しては、「厳重注意」の措置を講ずる。

- (1)上記Ⅱのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額 な場合。
- (2) 上記IVのうち、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された事業に対して善管注意 義務に違反した場合。